

外貨宅配サービス商品説明書

2024年10月1日 現在

1. 商品の名称	○外貨宅配サービス
2. 商品の概要	○外貨普通預金口座から引き落した外貨を代わり金として外貨現金をご登録の住所にお送りします。
3. お申し込みいただけるお客さま	○当社に申込通貨の外貨普通預金口座を保有する国内にお住まいの個人のお客さま ○満18歳以上のお客さま
4. 取扱通貨	○米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル、英ポンド ※全ての通貨において、あらかじめ定められた外貨セットでのお取り扱いとなります。
5. ご利用金額・ご利用回数等 (1)最低ご利用金額 (2)ご利用限度額 (1回のお申し込みにつき) (3)1ヶ月あたりのお申込限度回数	(1)通貨毎に当社が指定します。詳細は「外貨セット番号・金額・手数料一覧」をご確認ください。 (2)米ドル、ユーロ、豪ドル、ニュージーランドドル:5,000通貨単位 英ポンド:2,000通貨単位 (3)原則として3回まで(金額にかかわらず)。 ※上記ご利用金額・ご利用回数は予告なく変更される可能性があります。
6. 手数料	○米ドル：1米ドルにつき1.4円 ○ユーロ：1ユーロにつき2.4円 ○豪ドル：1豪ドルにつき5.9円 ○ニュージーランドドル：1ニュージーランドドルにつき5.9円 ○英ポンド：1英ポンドにつき7.9円 ※上記手数料は予告なく変更される可能性があります。また、キャンペーン等の適用により表示の手数料と異なる水準でのお取引を受付することがあります。
7. 送料 (1回のお申し込みにつき)	○1,100円(税込み) ※キャンペーン等の適用により表示の送料と異なる水準でのお取引を受付することがあります。
8. お申し込み	○申込書に必要事項をご記入のうえ本人確認書類を添付して当社に郵送してください。(申込書は当社のホームページから資料請求ください。) ○当社が申込書を受領し、外貨および当社所定の手数料・送料を受領した時に契約が成立します。 ※書類内容確認のため、当社からお電話させていただくことがあります。 ※申込書または本人確認書類に不備がある場合、お申し込みを承れません。
9. お申し込みの取り消し	○申込書受領後のお申し込みの取り消しはできません。
10. 決済方法	○申込金額は申込通貨の外貨普通預金口座より引き落とします。 手数料および送料は申込書記載の円貨普通預金口座から引き落とします。 ※円貨普通預金口座は、外貨普通預金口座の指定預金口座を指定するものとします。 ※引き落としができない場合は、契約不成立とみなし、申込書を返送いたします。

11. 送付方法	<p>○お客さまのご登録住所あてに当社所定の方法で送付します。</p> <p>○道路状況・天候などの事由により、配送が遅れる場合があります。</p>
12. その他ご注意事項	<p>○あらかじめ定められた外貨セットでのお取扱となるため、金種または枚数のご指定はできません。</p> <p>○本サービスは、当社とお客さまとの契約になりますが、本サービスでご注文いただいた外貨現金はトラベックスジャパン株式会社より、当社所定の方法でお届けします。</p> <p>○本サービスで指定できる外貨現金の送付先は、国内の当社における登録住所のみとなっております。</p> <p>○外貨現金を受領したら、すみやかに外貨現金と申込内容を照合してください。内容の不一致を認識したら、当社までご連絡ください。</p> <p>○余った外貨現金につきましては、当社では円への両替を承ることができません。また外貨普通預金へお戻しすることもできません。</p> <p>○お送りした外貨現金が住所相違・保管期間経過等の理由で返送されてきた場合は、引き落としした通貨にかかわらず、すべて円貨にてお客様の円貨普通預金口座に返金します。この場合の為替レートは、処理日のトラベックスジャパン株式会社の為替レートを適用します。なお、かかる場合、手数料および送料は返金いたしません。</p>
13. 当社あての連絡方法	<p>○ご不明な点等につきましては、お取引店(当社本支店は、店舗ご案内資料または当社ホームページでご確認いただけます。)または以下までお問い合わせください。</p> <p>・電話番号 0120-977-641</p> <p>・営業時間 平日9:00～17:00(土日・祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません)</p> <p>※なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。</p>
14. 当社が契約している指定紛争解決機関	<p>○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または03-5252-3772</p> <p>※金融ADR制度(苦情処理・紛争解決手続)について 金融ADR制度とは、金融機関とお客さまとのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。一般的に、手続きの簡易さ、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用といったメリットがあるといわれています。苦情処理・紛争解決手続きの手段は、お客さまが任意にご選択できます。</p> <p>※なお、当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。</p>

外貨セット番号・金額・手数料一覧

※申込書にご希望の「外貨セット番号」をお一つご記入ください。

◎米ドル

外貨セット 番号	申込金額 USD	パックの種類			手数料・送料(円)	
		USD 300	USD 500	USD 1,000	手数料 (1.4円/米ドル)	送 料
U-1	\$ 300	1			420	1,100(税込み) (一律)
U-2	\$ 500		1		700	
U-3	\$ 800	1	1		1,120	
U-4	\$ 1,000			1	1,400	
U-5	\$ 1,500		1	1	2,100	
U-6	\$ 1,800	1	1	1	2,520	
U-7	\$ 2,000		2	1	2,800	
U-8	\$ 3,000		2	2	4,200	
U-9	\$ 4,000		2	3	5,600	
U-10	\$ 5,000		2	4	7,000	
パックの金種内訳	USD300	50×4枚, 20×3枚, 10×3枚, 1×10枚				
	USD500	50×8枚, 10×9枚, 1×10枚				
	USD1,000	100×9枚, 50×1枚, 10×4枚, 1×10枚				

◎ユーロ

外貨セット 番号	申込金額 EUR	パックの種類		手数料・送料(円)	
		EUR 200	EUR 500	手数料 (2.4円/ユーロ)	送 料
E-1	€ 500		1	1,200	1,100(税込み) (一律)
E-2	€ 700	1	1	1,680	
E-3	€ 900	2	1	2,160	
E-4	€ 1,000		2	2,400	
E-5	€ 1,200	1	2	2,880	
E-6	€ 1,700	1	3	4,080	
E-7	€ 2,000		4	4,800	
E-8	€ 3,000		6	7,200	
E-9	€ 4,000		8	9,600	
E-10	€ 5,000		10	12,000	
パックの金種内訳	EUR200	50×3枚, 10×3枚, 5×4枚			
	EUR500	50×9枚, 10×4枚, 5×2枚			

◎豪ドル

外貨セット 番号	申込金額 AUD	パックの種類		手数料・送料(円)	
		AUD 200	AUD 500	手数料 (5.9円/豪ドル)	送 料
A-1	A\$ 500		1	2,950	1,100(税込み) (一律)
A-2	A\$ 700	1	1	4,130	
A-3	A\$ 900	2	1	5,310	
A-4	A\$ 1,000		2	5,900	
A-5	A\$ 1,200	1	2	7,080	
A-6	A\$ 1,700	1	3	10,030	
A-7	A\$ 2,000		4	11,800	
A-8	A\$ 3,000		6	17,700	
A-9	A\$ 4,000		8	23,600	
A-10	A\$ 5,000		10	29,500	
パックの金種内訳	AUD200	50×2枚, 10×5枚, 5×10枚			
	AUD500	100×3枚, 50×2枚, 10×10枚			

◎ニュージーランドドル

外貨セット 番号	申込金額 NZD	パックの種類		手数料・送料(円)	
		NZD 300	NZD 500	手数料 (5.9円/ニュージーランドドル)	送 料
N-1	NZ\$ 500		1	2,950	1,100(税込み) (一律)
N-2	NZ\$ 800	1	1	4,720	
N-3	NZ\$ 1,000		2	5,900	
N-4	NZ\$ 1,100	2	1	6,490	
N-5	NZ\$ 1,300	1	2	7,670	
N-6	NZ\$ 1,800	1	3	10,620	
N-7	NZ\$ 2,000		4	11,800	
N-8	NZ\$ 3,000		6	17,700	
N-9	NZ\$ 4,000		8	23,600	
N-10	NZ\$ 5,000		10	29,500	
パックの金種内訳	NZD300	100×2枚, 10×10枚			
	NZD500	100×4枚, 10×10枚			

◎英ポンド

外貨セット 番号	申込金額 GBP	パックの種類		手数料・送料(円)	
		GBP 100	GBP 200	手数料 (7.9円/英ポンド)	送 料
G-1	£ 200		1	1,580	1,100(税込み) (一律)
G-2	£ 300	1	1	2,370	
G-3	£ 400	2	1	3,160	
G-4	£ 400		2	3,160	
G-5	£ 500	1	2	3,950	
G-6	£ 700	1	3	5,530	
G-7	£ 800		4	6,320	
G-8	£ 1,200		6	9,480	
G-9	£ 1,600		8	12,640	
G-10	£ 2,000		10	15,800	
パックの金種内訳	GBP100	50×1枚, 10×5枚			
	GBP200	50×3枚, 10×5枚			



外貨宅配サービス規定

2024年10月1日 現在

第1条 サービス

- 本サービスは、外貨普通預金口座から引き落としした外貨を代わり金として外貨現金を利用者のご登録住所に送付するサービスです。
- 本サービスの利用者は当社に申込通貨の外貨普通預金口座を保有する、満18歳以上の国内に居住する個人のお客さまとし、発送先は国内に限ります。
- 当社は、本サービスにおける外貨調達業務および発送業務をトラベックスジャパン株式会社に委託します。
- 本サービスの外貨の種類・取引金額等については、当社が別途定めるものとします。
- 本サービスは、口座名義人ご本人のご旅行滞在費のための外貨宅配に限ります。

第2条 申込

- 本サービスのお申し込みは、当社所定の申込書に届出印の印章により記名押印(署名での届出がされている場合は署名)して、当社宛に提出するものとします。
- 本サービスのお申込は、当社所定の方法(限度額、回数等を含む)によるものとします。
- お申込後の取消し、およびお申込内容の変更はできません。

第3条 決済方法

本サービスの外貨の代わり金は利用者の外貨普通預金口座から、および手数料・送料は当該外貨普通預金と同一支店の取引店において開設済みの円貨普通預金口座から引き落とすものとします。円貨普通預金口座は、外貨普通預金口座の指定預金口座を指定するものとし、普通預金規定にかかわらず通帳および普通預金払戻請求書の提出を受けることなく、その金額を引き落とすことができます。

第4条 送付方法

本サービスでは、ご注文外貨を利用者の当社における登録住所に当社所定の方法でお送りします。ただし、「私書箱」あて等ご依頼を承ることができない場合があります。

第5条 受取の確認

利用者は本サービスにより外貨現金を受領した場合、すみやかに外貨現金と申込内容を照合し、万が一、内容の不一致を認識した場合は、ただちに当社に連絡するものとします。

第6条 取消・返金等

お送りした外貨現金が住所相違、保管期間経過等の理由により返送された場合は、引き落としした通貨にかかわらず円貨にて利用者の円貨普通預金口座に返金します。この場合の為替レートは、処理日のトラベックスジャパン株式会社の為替レートを適用します。なお、かかる場合、手数料および送料は返金いたしません。

第7条 免責

当社は、当社の責に帰すべき事由以外による本サービスの提供の中止・中断・停止・手配不能(不可抗力によるものを含む)について責任を有しません。また、天災、天候不順、交通規制・渋滞等による配送遅延等に関して、当社は責任を負いません。

第8条 サービスの停止・解約等

- 一部の通貨の相場が激しく変動した場合には、お取引を中断することがあります。
- 諸事情により本サービスの提供ができない場合があります。
- 当社は、都合によりいつでも本サービスの提供を中止または停止することができるものとします。
- 次の①、②のいずれかにでも該当し、利用者への本サービスの提供が不適切である場合には、当社は本サービス提供を停止し、または利用者へ通知することにより本サービス契約を解約することができるものとします。なお、当社が通知によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。また、これらの本サービス提供停止または本サービス契約解約により、損失、損害または諸費用が発生した場合には利用者がそれらを負担するものとし、当社は利用者にかかるといえる損失、損害または諸費用が発生しても一切責任を負いません。
 - 預金口座の名義人の意思によらずにサービスの申込がされたことが明らかになった場合。
 - 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合。

第9条 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知、送付書類を発送した場合には、別途定める場合を除き、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第10条 その他

海外の法規制等による外貨の持込、持出制限等については、利用者の責任でご確認いただきます。

第11条 規定の変更等

- この規定の各条項その他の条件は、相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

